

## 南丹市国民健康保険運営協議会議

日 時 令和3年10月22日（金） 午後1時30分から3時まで

会 場 南丹市役所 4号庁舎 2階 会議室

出席者

- 被保険者代表 高屋委員、谷委員、原田委員
- 保険医及び保険薬剤師代表 竹中委員、鈴木委員
- 公益代表 桂委員、榎原委員、谷口委員
- 被用者保険等保険者代表 森山委員
- 事務局

今西市民部長、市民課 船越課長、山口課長補佐、渡邊主事

関係課：保健医療課 八田課長補佐

### 1. 開会

事務局： 本日は令和3年9月1日から改めて就任いただきました委員の委嘱後初の会議でございます。令和6年8月31日までの3年間の任期となります。

### 2. 挨拶

市民部長： 新しく委員に就任いただきまして初めての南丹市国民健康保険運営協議会でございます。今後3年間お世話になりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

また、日頃は南丹市政、とりわけ国民健康保険事業につきまして、ご協力・ご支援いただいておりますことに対しまして、お礼と感謝を申し上げますところでございます。

新型コロナウイルス感染症に関しましては、京都府に出されておりました緊急事態宣言が解除になり、一定の沈静化が見られております。この急激な陽性者の減少につきましては、はっきりとした原因が分からないということですが、要因の1つとして挙げられておりますワクチン接種につきましては、本市におきまして、今月末で対象者の約84%の接種率となっております。まだまだ安心できる状況にはなっておりませんが、会議の方も感染防止対策は引き続き継続をお願いしております。

さて、国民健康保険制度は国民皆保険を支える最後の砦ではありますが、その構造的な問題や財政基盤の脆弱性など多くの課題を抱えております。将来にわたり安定的な国保運営を確保するために、必要に応じて国・府に意見や要望を引き続き行ってまいります。

本日は運営協議会の会長・副会長の選任をはじめ、南丹市国民健康保険の現状についてご説明をさせていただきます。今後におきましても皆様方の一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

事務局： 国民健康保険の制度について簡単にご説明させていただきます。

国民健康保険は、制度創設以来、国民すべてがいつでもどこでも安心して医療を受けられる国民皆保険制度の中核を担い、地域住民の健康の維持増進に貢献してきました。しかしながら、国民健康保険は、協会けんぽや健康保険組合などの被用者保険に比べ、中高年齢者が多く加入していることから年々医療費が増加する一方、保険税負担能力が弱い方々の加入割合が多く、保険税の負担率が高いといった構造的な問題を抱えております。市町村の国保運営の安定化が課題であるなか、平成30年度から新たに都道府県が財政の責任主体となり、市町村は引き続き地域住民と身近な関係の中で地域におけるきめ細かな事業を担うこととなりました。一定、市町村の国保財政は安定したとはいえ、依然として厳しい状況にあります。そのような情勢の中で国民皆保険制度の最後の砦である国民健康保険の運営を安定させていくことは、我が国の社会保障制度上非常に重要な課題であります。

その国民健康保険の運営に関して、必要な意見の交換・調査・審議、更に市長への意見の具申等を行うために設けられたのがこの国民健康保険運営協議会であり、保険税に関することや保険給付の種類および内容の変更に関する事など、国保事業の基本をなすべき事項や保険財政に重大な影響を及ぼす重要事項を審議いただくために、国民健康保険法第11条において各市町村保険者にその設置が定められているものでございます。

南丹市国民健康保険運営協議会は、被保険者を代表する委員、保険医または保険薬剤師を代表する委員、公益を代表する委員、被用者保険等保険者を代表する委員の合計13名の委員で構成されており、任期につきましては3年間で、任期は令和6年8月31日までとなっております。

事務局： 規則第7条第1項の規定によりまして、会議の議長は会長が行うこととなっておりますが、去る8月31日で委員の任期が満了しておりますため、本日会長を選出していただく必要があります。それまでの間は仮の議長としまして、市民部長の方で議事進行をさせていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

#### <出席状況の報告>

事務局： 本日の欠席通告委員につきましては、シャウベッカー委員、辰巳委員、高屋和志委員、北村委員の4名となっております。

規則第7条第2項の規定によりまして、本協議会が成立していることをご報告いたします。

#### <会議署名人の指名>

議長： 本会規則第9条第2項により、委員名簿No.4の原田委員様とNo.5の鈴木委員様を指名させていただきますのでよろしくお願いいたします。

3.

議事 (1) 「南丹市国民健康保険運営協議会会長および副会長の選任について」

議長： 規則第5条第1項の規定によりまして、公益を代表する委員のうちから委員全員の互選により選出することとなっております。  
選出についてご意見を賜りたいと思います。

特にお声も無いので、事務局の方から案がありましたらお願いします。

事務局： 公益を代表する委員の皆様にご相談いただいております。どうかと考えております。なお、公益を代表する委員のうち本日欠席の北村委員につきましては、本会での決定事項に対しましては一任するということで確認が取れていますことをご報告いたします。

議長： 公益を代表する委員でご相談いただくということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

【別室において協議】

議長： 相談いただいた結果についてご報告をお願いいたします。

委員： 相談をさせていただきました結果をご報告させていただきます。  
運営協議会会長といたしまして、桂敏樹委員様、副会長として、谷口和隆委員様、以上2名として報告いたします。決議をいただきますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

議長： 会長に桂委員様、副会長に谷口委員様にご就任いただくこととしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長： 異議が無いようですので、当運営協議会の会長には桂委員様、副会長には谷口委員様を決定いたします。  
以後の議長につきましては、桂会長に交代させていただきたいと思います。

(議長交代)

会長(議長)： 私の所属する大学が南丹市や市民の皆様にご世話になっております。医療系の大学として市民の皆様の健康増進を図っていくということが国民医療費の抑制にも少しは力になっているかと思っておりますので、十分な力はございませんがご受けさせていただくことになりました。皆様どうかよろしくお願い申し上げます。  
また、協議会の内容は、市民の皆様にとっても非常に大きな問題になってくる場合もございますので、忌憚のないご意見を言っていただき、その中で少しでも良い制度、そして制度の活用につながるようにこの協議会がなれば非常に良いかと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議事 (2) 「令和 2 年度南丹市国民健康保険事業の概要について」

事務局： 平成 28 年度から令和 2 年度の年度末における被保険者数は、年々減少傾向にあります。令和 2 年度の内訳としましては、65 歳から 74 歳までの方が 49.7%とほぼ半数を占めており、40 歳から 64 歳までの方が 29.5%、0 歳から 39 歳までの方が 20.8%となっております。

医療費の状況については、医療費費用額の推移です。平成 28 年度から 5 年分となっております。令和 2 年度につきましては、かなり下がっております。こちらはコロナの受診控えが影響していると考えられます。

保健事業の状況について、説明させていただきます。

①糖尿病重症化予防の取組み。こちらは人工透析への移行を防止して健康増進と生活の質の向上、健康寿命の延伸を図るために糖尿病が重症化するリスクの高い未受診者や受診を中断された方を医療に結びつける、また、ハイリスクな方に対しまして医療機関と南丹市が連携して保健指導を行ったものを示しております。未受診者への受診勧奨は実施した人数は 7 名、うち受診に繋がった方が 1 名。治療中断者受診勧奨の方は対象者が 4 名、そのうち受診された方が 1 名。ハイリスク者・対策対象者が 5 名、そのうち保健指導を実施できたのが 1 名となっております。

②特定健診および特定保健指導です。平成 20 年 4 月から生活習慣病予防のために特定健診・特定保健指導の実施が義務付けられました。対象者は 40 歳から 74 歳の方となっております。特定健診の受診率については徐々に向上してきておりましたが、現在は横這いになっています。特定保健指導対象者への改善指導の利用率と終了率につきましては令和元年度としては低下しております。

③スマホ de ドックの取組みになります。こちらは対象者を満 35 歳から 45 歳になる方で健診を受診していない方を対象とし実施いたしました。未受診者を対象に簡易血液検査を用いまして、特定健診およびメタボ健診への動機付けとなるように取組みを行ったものです。対象者は 461 人でしたが申込者は 38 人、これは申込率としては 8.2%となります。令和元年度の申込率が 3.1%であり、前年度と比較すると増加しました。集団健診等が令和 2 年度は出来なかったために、利用された方があったと考えられます。

人間ドックの利用助成につきましてご報告いたします。日帰りの短期人間ドックにつきまして、費用の 7 割相当額を補助するものになります。令和 2 年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大のために受診控えが見られました。

保険税の状況です。こちらは本算定時点、いわゆる前年中の所得金額をもとに、当該年度の国民健康保険税の年税額を確定させた時点における保険税の状況です。令和 2 年度においては総保険税額は令和元年度と比べて横這いとなっておりますが、1 人あたりの保険税額は増加となっております。

国民健康保険税の収納率の状況です。令和 2 度につきましては、現年分はおおよそ 95%の収納率を維持しています。滞納繰越分につきましては、30.33%という収納率でした。

収納に関する取り組みとして、平成 26 年 4 月から滞納整理事務を京都地方税機構に移管しております。平成 28 年 10 月からは後期高齢者医療、介護保険などの保険料と合わせましてコンビニ収納を開始いたしました。平成 31 年 1 月からはクレジットカードによる収納を開始いたしました。こちらはパソコンやスマートフォンから Yahoo の公金払いを利用することによって、クレジットカードでの納付が出来るものがございます。Yahoo ジャパンの公金払いサービスが令和 4 年 3 月までとなっており、令和 4 年 4 月からクレジットカードによる収納は行いません。平成 31 年 2 月からはペイジー口座振替の受付を開始いたしました。これは今まで金融機関で口座振替の申し込みをいただいていたものが、市役所の窓口でも専用端末によって口座振替の申し

込みができるものです。国保は、令和2年1月からは口座振替を原則化しております。令和元年度の口座振替の割合は全体の51.68%、令和2年度は52.54%と増加しております。令和2年4月からはスマートフォンアプリ決済を開始しました。これによりスマートフォンを利用して納付書のバーコードを読み取ることによって、Paypay又はLINEPayを利用して納付することが可能になりました。

令和2年度国民健康保険事業特別会計の収支状況についてになります。歳入は、単年度収支が34億4,845万392円となります。こちらは保険税が約6億円弱、交付金が府支出金として約25億円が含まれております。基金の繰り入れはありませんでした。繰越金は、前年度の繰越金になります。1,485万円が前年度繰越金となっており、歳入合計は34億6,330万3,092円となりました。歳出は、単年度支出が33億6,833万6,588円となります。主なものは、保険給付費が約24億5,000万円、京都府への納付金は、約8億3,000万円となります。基金の積立金は、7,038万円になります。歳出合計は、34億3,872万5,588円となります。歳入歳出の差引額は2,457万7,504円となり、令和3年度に繰越させていただきました。

令和2年度の概況については、以上となります。

議長： 令和2年度南丹市国民健康保険事業の概況についてご質問やご意見がありましたらお願いいたします。

委員： 先ほど医療費の状況の中で、医療費が減った要因としてコロナでの受診控えがあったというご説明をいただきましたが、受診件数で言えばどれくらい減少しましたか。

事務局： 受診月4月・5月を見ますと、医療費件数は4月については前年比82%になります。5月は1,752件になりまして比較としては前年比で80%になります。7～9月の時にも、前年比とするとやはり軒並み80%代となっています。

委員： 糖尿病重症化予防の取組みということで国保加入者のうちとして数字があるんですが、未受診者・受診勧奨実施者7人とありますが、この7人はどういう基準で設定されたんですか。何か基になる情報があつての設定だと思いましたが、たった7人しかいないのかと思いました。

事務局： 未受診者受診勧奨につきましては、健診を受診していただいた方の中で、健診結果が要精密検査対象となられた方のうち、受診された場合に結果を返してもらうシステムになっているんですが、その結果が返ってこなかった方に対して勧奨をするようになっております。母数は出しておりませんが、受診勧奨したのが7人となります。

委員： 実際は7の方が健診で糖尿病の重症化リスクが高いとするかは分かりませんが、健診結果で要精検と言われた方で検査を受けていないために結果が返ってきていない方が7人だったということでしょうか。

事務局： 令和2年度は個別健診のみの実施で、個別健診は元々治療を受けている方が多いということがあります。個別健診受診者のうち治療を受けていない方で、未受診者であった方が7人であったということです。

委員： 治療中断者を医療機関と連携させて保健指導を行うということで、医療機関との連携が強く大事になると思いますが、ここにある数字は、南丹市が本人に勧奨した数字だと思えますけども、実施するために医療機関と南丹市が何か調整をしたとか、そういうことはありますか。

事務局： 医療中断者のリストにつきましては、国保連合会に名簿を出していただいています。直接、医療機関とやり取りをすることはありません。その後、中断されている方に案内の郵送や電話をさせていただいて受診を勧めております。

議長： 重症化予防の対策というのは難しいもので、一生懸命に市町村でやっておられますが、ここにもありますように7人に実施されても受診された方は、1人とかこのような感じになっています。先ほどご質問があったように中断者の受診をどうするかということについては、例えば保健所と医師会との連携の中で市町村が協力していくとか色々な取組みをされているんですが、なかなかすぐには効果が出てこないのが現状ですが、取組みは頑張っておられます。

他にご質問はありますか。

(質問無し)

### 議事 (3) 「令和3年度南丹市国民健康保険事業の概況について」

事務局： 令和2年度と令和3年度のそれぞれ4月から9月まで各月の世帯数・被保険者数を記載させていただいています。被保険者数は毎月減少傾向にあり、特に令和3年度の70歳以上の高齢者が28.7%に対して、令和2年度においては26.6%と増加傾向にあります。

医療費の給付状況、令和2年・令和3年共に退職の資格を持っている方はおらず一般のみとなります。令和2年度と令和3年度の4月から9月までの被保険者への給付の状況を掲載しております。令和2年度は1人あたり月平均27,877円を南丹市が給付というかたちで支払っています。令和3年度は、30,797円となっております。令和2年度においては新型コロナウイルスの第1波とされた時期と重なっておりまして、受診控えが顕著であった時期となります。月平均1人あたりで3,000円ほどの差があります。

参考に令和元年度は月平均28,947円でした。

続いて、保険税の状況ということで、今年の本算定時点での状況です。令和3年度につきましては、令和2年度と同率の税率で据え置きしております。課税総額としては令和2年度から減少し、約6億3,000万円となりました。また、1人あたりの保険税も令和2年度から減少し、86,783円となりました。

新型コロナウイルスの関連支援事業についてとなります。保険税減免に関する内容です。主たる生計維持者の方が新型コロナウイルス感染症により影響を受けた場合につきましては、申請により国民健康保険税の減免を受けることが出来ます。この主たる生計維持者ですが、国が示している財政支援基準においては、世帯主に限っておりますが、南丹市では、同一世帯の中で世帯主以外の国民健康保険被保険者がその世帯の生計を主に維持していると認められる場合については、その方を主たる生計維持者として対象を拡大しております。減免の内容は、新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯の方に保険税を全額免除しております。また、新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者の収入の減少が見込まれる世帯については、保険税の一部の免除・減免をさせていただいております。その収入減少の場合の要件につきましては、主たる生計維持者の事業収入・不動産収入・山林収入・事業収入が要件の①から③までの全てに該当する場合です。①は事業収入等のいずれかが前年に比べて3/10以上減少する見込みであること。②は前年の所得の合計が1,000万円以下であること。③は収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であることとなっております。保険税

に関しての支援事業は以上です。

新型コロナウイルス関連の支援事業で傷病手当になります。被保険者が新型コロナウイルスに感染した場合、または発熱等の症状があり感染が疑われた場合に療養のために労務に服することが出来なかった期間について、傷病手当を支給する事業です。勤務先から給与の支払いを受けている方ということが大きなポイントになってきます。令和2年度については、支給はありませんでした。令和3年度については、1件の支給を行いました。

財政調整基金の状況ですが、合併した平成18年度の期末の残高と平成29年から令和2年度までの基金の残高を示しております。合併した18年には6億2,000万円あまりでありましたが、その後取り崩し等をしている年度もあります。令和2年度は7,000万円あまりを積み立て、残高は約2億6,700万円となっております。

今後についてですが、令和4年度の国民健康保険税の税率を決めるまでの流れになります。南丹市が京都府に納める納付金については、11月下旬に京都府から仮算定結果が通知され、南丹市長より保険税についてこちらの協議会に諮問がされます。委員の皆様にご意見を頂戴しまして、税率について答申するという流れになります。

京都府に納める納付金の仮算定結果後の12月中旬に市長の諮問による第2回の協議会を開催させていただきます。京都府から納付金額決定額と標準保険税率が提示された後の2月上旬までに協議会を開催させていただきます。南丹市の保険税率を協議会で協議していただきまして答申してまいります。

令和3年度の南丹市国民健康保険事業の概況については、以上となります。

議長： 令和3年度南丹市国民健康保険事業の概況について、ご質問やご意見はありますか。

委員： 公益を代表する委員として今まで南丹市議員さんがおられたんですが、今回から変更となった理由についてお聞きしても良いでしょうか。

事務局： 昨年まで公益を代表する委員さんには、合併当初から市議員さんにお世話になっておりました。以前から市の施策等を監視する議員が市の方針を決定していく団体に参加するのはどうか、という議論は議会の中でありました。市の方針を決定していく、協議していく協議会の中に議員は入るべきではないという正式な申出と議論がありまして、今期からは公益を代表する委員ということで、南丹市で公益事業をされている方を中心に選定させていただきました。本来であれば最初に言わせていただくべきでした。

委員： 国民健康保険税の収納率の令和2年度分が出ていまして、コロナ禍ということで収納率が下がるのではないかと懸念があると思うんですが、この令和2年度を見る限りでは下がっていないと思いますが、令和3年度の現在を含めての状況はどうなっていますか。

事務局： 令和2年度につきましてはコロナの減免がありましたので、収入がその年は落ち込むということで、申請された方は精査させていただいて、減免決定させていただいた関係もあり、調定額が下がったことがひとつあります。また、昨年度につきましては、窓口対応に係の方針としても力を入れまして、ちょっとした記憶違いなどで納めることを忘れていたという方もかなりおられると思っています。来庁された際などに、窓口で1か月分が遅れている等とお声がけをして、大事になる前に気づいていただいたということも功を奏したのではと思っています。

毎月初めに前月の取りまとめをしており、昨年度と変わらない状況で推移していると思っています。

議長： 他にご質問やご意見はありますか。  
(質問・意見無し)

議事(4) 「南丹市国民健康保険条例の一部改正予定について」

事務局： 産科医療補償制度については、分娩に関連して発生した重度の脳性まひのお子さん、またご家族の経済的な負担を速やかに補償する。原因を分析し再発を防止するため情報提供をされる。また、紛争防止・早期解決に資する制度です。その掛金が1万6,000円から1万2,000円に引き下げとなりました。出産育児一時金の支給総額42万円を維持するということで健康保険法施行令が改正され、南丹市の国民健康保険条例においても改正が必要となりました。

条例につきましては、出産育児一時金を現行は40万4,000円支給しておりましたが、40万8,000円としまして、対象分娩には掛金分を加算しておりましたので、出産育児一時金として42万円を支払っておりました。それを維持するために条例改正を予定しております。

以上となります。

議長： 事務局より説明のありました南丹市国民健康保険条例の一部改正(予定)についてご質問やご意見はありますか。

特にございませんか。

(質問・意見無し)

本日予定しておりました議事はこれで全て終了いたしましたので、議長・副議長を降壇させていただきます。

以後は事務局にお返しいたします。

4. その他

事務局： その他につきまして、委員の皆様から何かございますでしょうか。

委員： 令和2年度の国保の医療費や税の動きについて、よく分かりました。そのなかで、予防が凄く大事になると思いました。そういう意味では国民健康保険レセプト点検をされていると思いますが、ただ件数だけでなくどのような病気で診療されているのか、例年通り変わりなくどうか、先ほども糖尿病重症化という話もありましたが件数で見たら循環器や血圧などが多いとか、南丹市の医療の特徴というか、次に予防するために国民健康保険の方でこういう活動をしていきたいとか、そういうことがあれば教えていただきたいと思えます。

事務局： 令和2年度のデータヘルスのまとめですが、令和2年度の外来の医療費の上位5疾患としましては、1位が糖尿病となっています。2位に今年度は肺ガンが入っており、令和元年度の6位から上がったのが、今年の特徴的な部分かと思えます。その後は、高血圧、慢性腎臓病、脂質異常症と続くあたりは、例年同様です。これを受けまして、糖尿病の重症化予防については、引き続き取り組んでいくということと、循環器系の疾患としまして、血圧に絡めてまた腎臓病の方も対策を教室等でも実施しております。ガンについては、死亡統計からも例年100を上回る場所もありますので、ガン対策については健診をはじめ色々な啓発なども力を入れていかないといけないと考



えております。肺ガンについては、喫煙の禁煙指導と毎年禁煙相談会も開催しており、そちらについても力を入れていくことを考えております。

委員： データヘルス計画で疾病の状況を確認した上で、どのような具体的な事業を展開するのかはいつも検討されていて、丁度中間評価が終わられたあたりで新たな計画を立てておられる頃かと思います。また、どこの市町村も健康増進計画のような物は立てておられると思いますので、多方面から予防や健康づくりの方策は計画に盛り込まれているかと思いますので、そういったことが広く市民の皆様にも周知されて、どういったことが行われているのか理解されて市民の皆様も参加・共同して一緒にやっていくというのがやはり健康づくりの大切なところだと思いますので、市としても、今後更に懸命にやっていただけるものかと思います。是非よろしく願いいたします。

事務局： ありがとうございます。他にはありますでしょうか。

委員： 入院することがありまして、高額医療等にかかっている部分もあるんですが、医療給付の状況を見てみると年々高度な医療を受けられることも増えてくると思います。先ほどおっしゃったように、ご本人が健康に気をつけるのが一番大事だと思いますし、市に要請するばかりではなく、市が市民健診を受けるように周知しておられると思いますので、そこから発見してリスクがある方に知ってもらうというのは大変良いことだと思います。感謝の気持ちも伝えたいと思います。

事務局： ありがとうございます。他にありますでしょうか。  
(質問・意見無し)

今後の日程について、お知らせいたします。

次年度の保険税率につきましては、京都府に納める納付金算定等に関する通知により検討を進め決定してまいります。委員の皆様には京都府の仮算定が行われた後にご参集いただきまして、南丹市国保の次年度の予算見込みをお示ししました後、保険税率についてご意見を賜りたいと思います。

また、1月下旬から2月上旬の間に第3回の運営協議会を開催して保険税率の審議をいただきまして、市へ答申いただくという流れで考えておりますのでどうぞよろしく願いいたします。

5. 閉会 あいさつ

副会長： 私たちは普段の生活感覚を基にして、行政の示される数字等について色々なことをお尋ねし、また理解をして、更に市民の方々に分かりやすい運営がなされているかどうかということを理解してもらうことが委員としての務めかと思っています。それぞれが忌憚のない意見を交わすことでより良い会になりますように、今後ともよろしく願いいたします。